

「平成16年度鹿児島県議会議員海外行政研修視察の件」についての反対討論（要旨）

2004年9月議会

2004/10/5

私は、ただいま提案されました議員派遣の議案のうち「平成16年度鹿児島県議会議員海外行政研修視察の件」について、反対の立場から討論いたします。

これは、地方自治法第100条第12項の規定及び本県議会会議規則第118条の規定により、公費による議員の派遣にあたって議会の議決を求めようとするものであります。

以下、反対する理由を申し上げます。

わが党は、公費による海外視察そのものを否定するものではありません。私は、議員として、できるだけ、現場に赴き、自分の目で見て、耳で聞き、心で感じることをモットーとしております。そういう点では、県政との関係でどうしても現地に赴くことが必要だと思われる場合には、国内、海外を問わず、視察の必要性が生じると思われます。

しかしながら、小泉内閣になって3年半、経済状況は県民のレベルでは改善の見通しは未だ見えず、医療費・介護保険料の負担増に加え、この10月から年金制度の改悪による負担増も加わり、県民の暮らしはますます脅かされる一方であります。

その上、本県の財政状況は、本議会の補正で73億8300万円余の県債が計上されるなど危機的状況はより深刻さを増し、職員の給与も5年連続の人事委員会のマイナス勧告にさらに上乗せして、今年度から2%の削減が行われています。また、先の台風16号、18号、21号による本県の被害は甚大で、未だ、復旧の見通しがたっていない地域も存在します。このような状況だからこそ、本当にムダを削って、県民の暮らしや福祉を支えるべきであります。

今回の海外視察の派遣場所は、タイ王国及びシンガポール共和国に6日間の日程で、費用が全体で1026万2千円の予算となっておりますが、この海外視察の費用積算にあたっては、官僚の最高ポストである事務次官や局長クラス相当という高い基準を用いているという問題点も指摘しておきます。

今、韓国での本県産材の振興にあたって、林活議連のよびかけで、各議員へ韓国での本県産材使用住宅の視察の案内がなされていますが、本議案のように海外視察を一人4年に1回と割り当て、それから派遣場所や目的を見つけるのではなく、このように、その時々的情勢や必要性に応じて目的が定められ、一人あたり月に30万円支給されている政務調査費からの出費で行われるこのような視察も可能であることも合わせて申し添えます。

以上の理由から、本議案には賛成できないことを申し述べ、討論といたします。